

産業廃棄物処分委託契約書（案）

（蛍光管処理業務委託）

収 入

印 紙

排出事業者：_____（以下「発注者」という。）と、

処分業者：_____（以下「受注者」という。）は、

発注者の事業場：_____から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件: _____ 許可の条件: _____

許可番号: _____ 許可番号: _____

2. (委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び単価)

発注者が、受注者に処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類: _____

予定数量: _____

単価: _____

3. (契約保証金)

奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除とする。

4. (輸入廃棄物の有・無)

発注者が、受注者に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

① 輸入廃棄物: 無

5. (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

種類: _____

事業場の名称: _____

所在地: _____

処分の方法: _____

施設の処理能力: _____

種類: _____

事業場の名称: _____

所在地: _____

処分の方法: _____

施設の処理能力: _____

種類: _____

事業場の名称: _____

所在地: _____

処分の方法: _____

施設の処理能力: _____

種類: _____

事業場の名称: _____

所在地: _____

処分の方法: _____

施設の処理能力: _____

種類: _____

事業場の名称: _____

所在地: _____

処分の方法: _____

施設の処理能力: _____

6.（最終処分場所、方法及び処理能力）

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

種	類	最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

7.（搬入業者）

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第5項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名：_____

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所：_____

許可都道府県・政令市：_____ 許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____ 許可の有効期限：_____

事業の範囲：_____ 事業の範囲：_____

許可の条件：_____ 許可の条件：_____

許可番号：_____ 許可番号：_____

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第3版）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 水銀、石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第3版）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類 ：

提示する時期又は回数：

第4条（発注者及び受注者の責任範囲）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し発注者に負担させない。
3. 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第5条（調査等）

発注者は、必要と認める時は、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることが出来るとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

第6条（器具材料の負担等）

受注者は、委託業務の実施に必要な器具、材料等を負担するものとする。

第7条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第8条（権利義務の譲渡の禁止）

受注者は、本契約上の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第9条（委託業務完了報告）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務完了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。
2. 発注者は、前項の報告書を受理したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。受注者は、履行後、直ちに前項の報告書を再度提出し、

発注者の確認を受けるものとする。

第10条（業務の一時停止）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第11条（委託料・消費税及び地方消費税・支払い）

1. 受注者は、委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。ただし、具体的な支払方法について、別途支払条件の定めのある場合はそれによる。
2. 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。
3. 発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に関する委託料は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
4. 発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に対する委託料についての消費税及び地方消費税は、契約単価に処理量を乗じた金額にかかるものとし、一円未満は切り捨てるものとして、発注者が負担する。
5. 委託料の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、発注者及び受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第12条（委託期間の延長）

受注者は、その責めに帰することができない理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第13条（履行遅滞等）

1. 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金を付して委託期間を延長することができる。
2. 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき定められた遅延利息の率で計算した額とする。
3. 発注者の責めに帰すべき理由により、第11条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅滞日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき定められた遅延利息の率で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

第14条（内容の変更）

発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

第15条（秘密の保持）

受注者及びその業務の従事者（従事していた者を含む。）は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏ら

し、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された場合も同様とする。

第16条（発注者の催告による解除権）

1. 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告を、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
 - （1）正当な理由なく、委託業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。
 - （2）この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。
 - （3）前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
2. 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。
3. 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。
4. 発注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
 - （1）受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - （2）受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - （3）上記（2）の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

第17条（発注者の催告によらない解除権）

1. 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。
 - （1）この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
 - エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
 - （2）役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 受注者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - (10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
 - (11) 委託業務の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
 - (12) 委託業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
 - (13) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は委託業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (14) 特定の日時又は一定の期間内に委託業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。
 - (15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかとなるとき。
2. 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
 - (1) 委託業務の一部の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
 - (2) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
 3. 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。
 4. 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに係わらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
 5. 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。
 6. 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。
 - (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合
同法の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合

同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合

同法に規定する再生債務者等

第 18 条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 16 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号若しくは第 2 項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第 19 条（受注者の催告による解除権）

1. 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
2. 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
3. 受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第 20 条（受注者の催告によらない解除権）

1. 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第 14 条の規定により、委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 14 条の規定により、中止の期間が契約期間の 2 分の 1 以上に達したとき。
2. 前条第 2 項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

第 21 条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条第 1 項又は前条第 1 項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第 22 条（管轄裁判所）

この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。

第 23 条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者及び受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第 24 条（契約期間）

この契約は、有効期間を契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自

その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者